

## 【開催結果】白神山地世界遺産地域管理計画改定意見交換会の主な意見と対応

白神山地世界遺産地域連絡会議では、「白神山地世界遺産地域管理計画」の改定にあたり、平成24年1月28日（秋田県側）、29日（青森県側）に意見交換会を開催し、白神山地に関わる団体や個人に参加をいただき（秋田県側12名、青森県側24名）、様々なご意見やご指摘をいただきました。

意見交換会で出された管理計画改定に関連する主な意見と、連絡会議において対応を協議した結果は以下の通りです。

### 1. 主な意見と対応

※管理計画の改定作業に直接関係する意見についてのみ掲載しています。

主な意見	対応
<p>①入山規制について</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・秋田県側と青森県側で核心地域の入山についての取扱いが異なるが（秋田県側は入山禁止、青森県側は指定ルートに限り事前の届出により入山可）、白神山地は一つなので、出来れば統一した考え方で管理をして欲しい。</li><li>・白神山地は屋久島のようにオーバーユースの懸念も無いのだから、核心地域の入山規制はするべきでは無い。</li><li>・現状として青森県側で指定ルート以外から核心地域に入山することは困難なので、現状のルールでいくべき。しかし、秋田県側は入山禁止なので青森県側と同様に指定ルートによる入山を認めるべき。</li><li>・入山規制の全面撤回には反対だが、地域住民がルールを守れるようであれば規制を緩めてもいいのでは無いか。</li><li>・現状でも手続きを踏めば入山できるので、定められたルールの範囲で入山するべき。新たなルートを切り開けば外部の植物などが侵入するのは明らかなので、今後の順応的保全管理の</li></ul>	<p>現在、遺産地域の核心地域については既存の歩道を除き、秋田県側は入山はご遠慮いただく、青森県側は27の指定ルートに限り事前の届出により入山可能としております。これは遺産登録以降の人の入り込みによる自然環境への影響が懸念されたため、地域関係者や学識経験者との意見交換を踏まえ、1997年に連絡会議において地域の合意として確認したものです。</p> <p>現状としては、遺産登録以降、人の入り込みによる大きな問題は顕在化していませんが、核心地域内でも違法伐採や、核心地域外でのゴミや希少植物の採取等のルールやマナー違反は無くなっていません。したがって、入山ルールの態様については、入り込みの状況、科学委員会からの助言、地元の意見等を踏まえ、慎重に判断する必要があると考えます。</p>

<p>中で保全できるという目処がつくまでは、現行のルールで行くべき。</p>	
<p>②白神山地のクマゲラの繁殖候補地は全て遺産地域外にあるが、危機的な状況なので、早急に保護策を講じてほしい。</p>	<p>管理計画は基本的には遺産地域内の保全・管理に関する事項を定めたものですが、野生生物は遺産地域の境界に関係なく移動します。このようなことから、管理計画中の「生態系の保全・管理」の項目において、野生生物の保全・管理に当たっては遺産地域外も含めた広域的な視点で行う旨を記載する方向で検討します。</p>
<p>③暗門の滝遊歩道は過剰整備だと思う。安全管理上必要な整備はするべきだが、必要以上の整備はしないといった、統一した考え方や基準が必要だと思う。</p>	<p>昨年行われた暗門の滝遊歩道の橋梁工事は地元の要望を受けて、県立自然公園や国有林に関する諸手続を踏んだ上で、環境調査も行い、必要最小限の規模で西目屋村が行いました。管理計画では、遺産地域内の施設整備・管理については必要最小限で行う旨を明記し、工事の過程や整備後の管理においても自然環境への影響を及ぼさないよう配慮する旨を記載する方向で検討します。</p>
<p>④登山道の整備について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・登山道によって整備が不十分なために、かえって踏み跡がコース外に広がり悪影響が出ている場所がある。</li> <li>・核心地域内で利用が認められている既存の歩道のうち、刈り払いがなされていない箇所についてはきちんと刈り払いをすべき。</li> </ul>	<p>登山道の管理については引き続き各管理主体において対応していきます。なお、緩衝地域の登山道として利用されているものについては草刈り等の必要最小限の整備が必要と考えますが、核心地域については自然の推移に委ねることを基本としており、原則整備は必要無いと考えます。</p>
<p>⑤管理計画のパブリックコメントはインターネットによるとのことだが、地域住民の中には利用していない人もいますので別の方法も再考されたい。</p>	<p>パブリックコメントは、各行政機関のHPの他、関係する国・県・地方自治体の窓口にも資料を設置します。また、あわせて関係する自治体の広報誌等での周知も行うとともに、地域向けの説明会も開催することとします。</p>
<p>⑥植物採取の禁止について制度上は核心地域内のみのはずであるが、白神山地全体のマナーとして広報されている。マナーの内容を整理すべき。</p>	<p>遺産地域を保全するために、一般的な登山時のマナーとして、植物の採取等は行わないよう呼びかけています。</p> <p>また、植物の採取については、制度上は自然環</p>

	<p>境保全地域の野生動植物保護地区（核心地域内）の指定植物 108 種、津軽国定公園の特別保護地区の全ての植物において禁止されています。</p> <p>管理計画では、遺産地域に関するルールやマナーについて、連絡会議で情報共有していく旨を記述する方向で検討します。</p>
<p>⑦遺産地域周辺でのブナの植林に他地域のブナを使用していると聞いている。管理計画には遺伝子汚染の防止についても記述してほしい。</p>	<p>管理計画は基本的には遺産地域内の保全・管理に関する事項を定めたものですが、植物の花粉や種子等は遺産地域の境界に関係なく移動します。このようなことから、管理計画中の「生態系の保全・管理」の項目において、遺産地域の生態系と共通性や連続性を有する周辺地域における外来種等の拡散、他地域の個体群を用いた植樹や放流による遺伝子攪乱を防止に配慮する旨を記載する方向で検討します。</p>

## 2. 問い合わせ

白神山地世界遺産地域連絡会議事務局（東北地方環境事務所）

【担当】西目屋自然保護官事務所（福地）

TEL : 0172-85-2622 FAX : 0172-85-2635